

愛媛県環境影響評価条例の一部改正(案)について

趣旨

国は、海洋再生可能エネルギー発電の円滑な導入に資するため、令和7年6月、海域再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「整備法」という。）を改正し、環境影響評価手続きの簡略化を行った。

そのため、県においても、整備法の改正内容を踏まえ、環境影響評価条例の改正を行うこととする。

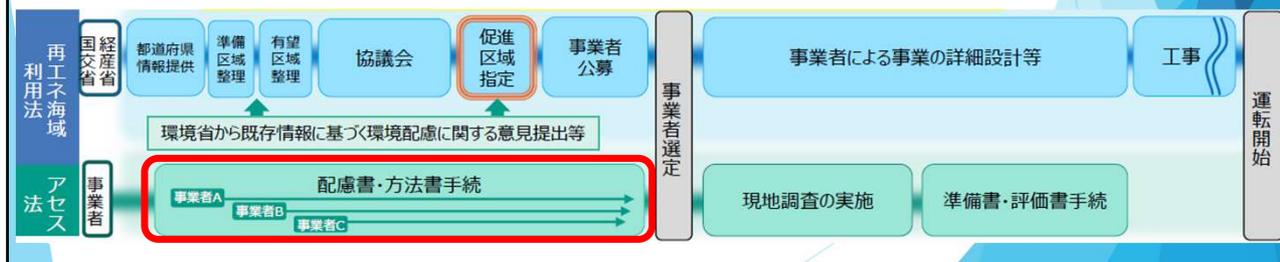
1

(1) 整備法改正概要

改正前

旧整備法及び環境影響評価法に基づく手続きはそれぞれ独立しているため、同一海域に複数事業者が風力発電を実施する場合、同一海域で同様の事業を実施するにもかかわらず、全ての事業者が配慮書手続きから環境影響評価を実施する必要があった。

⇒事業者負担や行政コストが増大

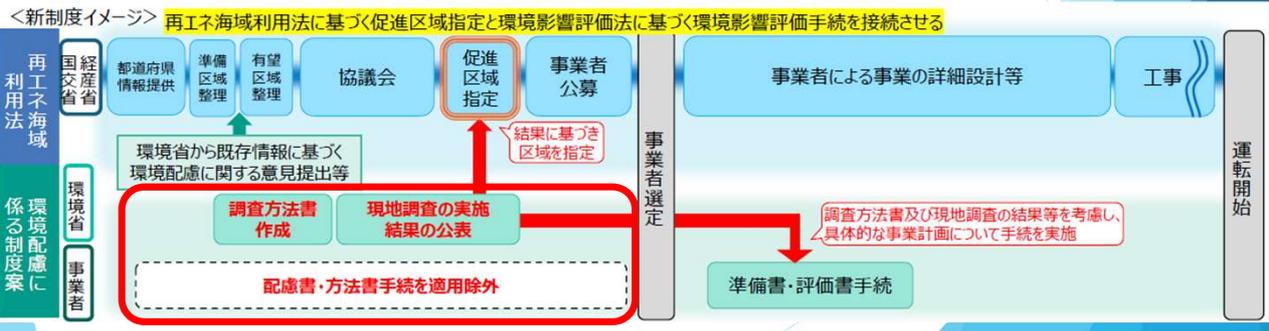


2

改正後【領海の場合】

改正整備法に基づき、環境省が調査方法書（海洋環境等調査方法書）を作成し、現地調査（海洋環境等調査）を実施

⇒ 事業者は、環境省が実施した現地調査結果等を考慮のうえ、事業計画を作成し、環境影響評価法に基づく、準備書及び評価書の手続きを実施（環境影響評価法に基づく、配慮書及び方法書の手続きは適用除外となる。）



3

改正後【排他的経済水域の場合】

環境省が、改正整備法に基づき、文献調査を実施

⇒ 事業者は、環境省が実施した文献調査結果等を考慮のうえ、事業計画を作成し、環境影響評価法に基づく、方法書、準備書及び評価書の手続きを実施（環境影響評価法に基づく、配慮書の手続きは適用除外となる。）



4

(2) 条例改正(案)

① 方法書の適用除外

整備法に基づく選定事業者が、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合には、環境影響評価条例に基づく方法書の手続きは適用しない。

(条例には、従来から配慮書に関する手続きなし)



5

② 環境影響評価審査会への諮問事項の追加

環境省が改正整備法に基づき実施する調査方法書（海洋環境等調査方法書）についても審査会諮問事項に追加

審査会への諮問事項

- アセス法に係る配慮書
- アセス法又はアセス条例に係る方法書
- アセス法又はアセス条例に係る準備書
- アセス条例に係る事後調査報告書
- 愛媛県環境影響評価技術指針の改定
- 改正整備法に係る海洋環境等調査方法書（追加）

6